

高額介護合算療養費制度 後期高齢者医療  
自己負担額を超えた額を支給します

⚠️ 高額介護合算療養費制度

1年間の医療保険と介護保険、両方の自己負担額を合算した額が、自己負担限度額を超えた場合に、超えた額を支給する制度。

■ 合算期間(計算期間)

令和2年8月1日～令和3年7月31日

■ 合算範囲

同一世帯内の後期高齢者医療の被保険者にかかる自己負担額

※高額療養費等の支給該当額は除きます。

《申請方法》

申請書に必要事項を記入し、保険医療課医療保険年金係、または各支所へ提出してください。

《対象者》

1月中旬に広島県後期高齢者医療広域連合から申請案内を送付します。

※いずれかの保険で異動があった方、住所地と介護保険の市町が異なる方には、申請案内を送付できない場合があります。該当する方は問い合わせください。

■ 自己負担限度額(年額・世帯単位)

令和2年8月～令和3年7月診療分

《支給額》

区分 (毎年7月31日時点)		自己負担限度額 (医療保険+介護保険)
市町村民税 課税世帯	現役並み所得者Ⅲ (課税所得690万円～)	212万円
	現役並み所得者Ⅱ (課税所得380万円～)	141万円
	現役並み所得者Ⅰ (課税所得145万円～)	67万円
	一般	56万円
市町村民税 非課税世帯	低所得者Ⅱ	31万円
	低所得者Ⅰ	19万円

医療保険と介護保険で案分し、それぞれの保険から被保険者に支給します。

※医療保険、または介護保険のどちらかの自己負担額が0円の場合や、自己負担限度額を超えた合算額が500円以下の場合には支給されません。

☎️ 保険医療課 医療保険年金係

☎️ お太助フォン 42-5619 📠 42-2130

公営住宅の入居者を募集します

種類	市営住宅		特定公共賃貸住宅	
公募期間	1月7日(金)～21日(金)			
住宅名	八千代町殿前住宅 1棟2号室	向原町朝日が丘住宅 6棟1号室	向原町朝日が丘住宅 13棟2号室	向原町朝日が丘住宅 14棟2号室
所在地	八千代町下根137番地	向原町戸島2953番地1	向原町戸島2953番地1	向原町戸島2953番地1
家賃(月額)	15,100円～24,600円	15,700円～25,800円	34,000円～60,800円	34,700円～62,200円
間取り	木造2階建て3DK	木造2階建て3DK	木造2階建て4DK	木造2階建て4DK
条件	所得制限(上限)あり ※説明事項あり	所得制限(上限)あり	所得制限(下限・上限)あり 同居親族等がいること	所得制限(下限・上限)あり 同居親族等がいること

※入居希望者多数の場合は抽選

☎️ 住宅政策課 住宅係

☎️ お太助フォン 47-1202 📠 47-1206

制度に関する  
お知らせ

行政情報

ヘルプマーク・ヘルプカード

周囲に支援や配慮を伝えにくい言語障害など、外見から障害が分かりにくい方が、周囲から支援や配慮を得やすくするための「ヘルプマーク」と「ヘルプカード」を配布しています。

所持した方を見かけたときは、できる範囲での支援や配慮をお願いします。

「ヘルプマーク」と「ヘルプカード」は、社会福祉課障害者福祉係、または各支所窓口係で無償で配布しています。



ヘルプマーク

☎️ 社会福祉課 障害者福祉係

☎️ お太助フォン 42-5615 📠 42-2130

新規事業

子育て世帯への臨時特別給付  
(先行給付金)

子育て世帯の生活を支援するため、子どもひとり5万円の給付金を支給します。

《対象者》

- 令和3年9月分の児童手当支給対象の子どもの保護者
- 平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの子どもの保護者で、所得が児童手当所得限度額限度内の方
- 令和4年3月31日までに生まれた児童手当支給対象の子どもの保護者

※いずれも児童手当の特例給付対象となる方は除く。

《給付額》

5万円/子ども1人

《申請方法》

申請が必要な方には、順次案内を送付します。

■ 市ホームページ

「令和3年度子育て世帯への臨時特別給付」



☎️ 子育て支援課 児童福祉係

☎️ お太助フォン 47-1283 📠 47-1282

低所得の子育て世帯等特別給付金(令和3年6月支給開始分)  
申請期限は「2月28日(月)」です

該当する方は給付金が受けられますので、期限までに忘れずに申請してください

《対象者》 ※下記の全てに該当する方

- 平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれの子どもの養育している方
  - 令和3年度(令和2年分)の住民税が非課税の方
  - 児童手当や特別児童扶養手当を受給していない方
- ※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方は対象外です。

《給付額》

5万円/子ども1人

《申請期限》

2月28日(月)

■ 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が急変した方へ

令和3年3月31日時点で18歳未満の子ども(障害児の場合、20歳未満)を養育する方で、下記のいずれかに該当する方も給付対象になる場合があります。

- 令和3年度(令和2年分)の住民税は課税になっているが、令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入になった方
- 児童扶養手当が支給されていないひとり親世帯で、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が急変し、児童扶養手当受給相当の収入になった方

☎️ 子育て支援課 児童福祉係

☎️ お太助フォン 47-1283 📠 47-1282